

公社日技第 01-25 号

2020 年 1 月 24 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会

会 長 杉 岡 範 明

(公印省略)

厚生労働省医政局歯科保健課からの周知依頼について

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、厚生労働省医政局歯科保健課から「いわゆるマウスピース等の取扱いについて」の周知依頼がありました。

については、特定人に対するカスタムメイドのマウスピース等の作成に関する厚生労働省通知文書を同封いたしますので、内容をご確認のうえ会員への周知をお願いいたします。

なお、本通知については日本歯科技工士会ホームページにもアップしています。

記

(同封書類)

1. いわゆるマウスピース等の取り扱いについて (周知依頼)

(2019.12.25 付、厚生労働省医政局歯科保健課長通知)

(問い合わせ先)

公益社団法人 日本歯科技工士会 (担当事務局：壁谷)

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5

TEL : 03-3267-8681 FAX : 03-3267-8650

e-mail : y-kabeya@nichigi.or.jp

以 上

医政歯発 1225 第 4 号  
令和元年 12 月 25 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  医務主管部（局） 長

厚生労働省医政局歯科保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

いわゆるマウスピース等の取り扱いについて

歯科医療の用に供する補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士（以下「有資格者」という。）が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された指示書に基づき有資格者が作成しているところです。

しかしながら、近年、歯科医師の診療を介さずに特定人に対するカスタムメイドのマウスピース等（以下「マウスピース等」という。）を作成し、提供している事例が散見されています。

マウスピース等の形態が不適切なものであった場合、歯列や咬合等に影響を及ぼすことが想定されることから、マウスピース等を作成し患者に装着する行為は、歯科医師の歯科医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある歯科医行為に該当し、マウスピース等は歯科技工士法第 2 条第 1 項に規定する歯科技工により作成されるべきであると考えられますので、周知の徹底を図られるようお願いいたします。

医政歯発 1225 第 6 号  
令和元年 12 月 25 日

公益社団法人 日本歯科技工士会会長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長  
( 公 印 省 略 )

いわゆるマウスピース等の取り扱いについて (周知依頼)

標記について、別添のとおり都道府県、保健所設置市、特別区の医務主管部  
(局) 長宛て通知しましたので、送付いたします。

貴会におかれましても、貴会員に対する周知徹底をお願いいたします。